

## ○唐津市道路採納要綱

令和7年3月31日

告示第56号

唐津市道路採納要綱（平成17年告示第106号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この要綱は、住環境の整備及び交通の利便に供するため、市が管理する道路として採納する場合の基準、手続等について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （採納基準）

第2条 道路の採納の基準は、現に不特定多数の者の一般通行の用に供されていることが明確な道路であって、かつ、全て市に無償で寄附されるもので、次に掲げる条件を具備したものとする。

- (1) 道路の有効幅員が4.0メートル以上であること。ただし、公益上重要で、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 道路の起終点が国県市町道に接続していること。ただし、やむを得ず袋路状道路（その一端のみが他の国県市町道に接続したものをいう。）とする場合は、別に定める唐津市道路採納要綱細則に定める基準（以下「細則基準」という。）に適合していなければならない。
- (3) 市道として認定及び供用開始している道路で、幅員狭小等により拡幅された土地であること。
- (4) 道路用地の境界は、コンクリート杭等の境界標で明示されていること。

### （技術的基準）

第3条 市が採納する道路は、唐津市道路構造基準条例（平成24年条例第41号）及び次に掲げる技術的基準に適合する道路であること。この場合において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条に規定する土地区画整理事業に伴い築造する道路又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行われる開発行為に伴い築造する道路（以下これらを「開発道路等」という。）については、採納後少なくとも5年間は補修を必要としないものでなけ

ればならない。

(1) 舗装については、原則アスファルト舗装とし、次に掲げる条件を具備しなければならない。

ア 開発道路等の舗装については、CBR試験結果に基づき舗装構成を決定し、表層工は密粒度アスファルト5.0センチメートル以上、路盤工は粒度調整碎石10.0センチメートル以上、かつ、クラッシャーラン15.0センチメートル以上を標準とする。

イ ア以外の道路の舗装については、表層工は密粒度アスファルト5.0センチメートル以上、路盤工は粒度調整碎石15.0センチメートル以上を標準とする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(2) 道路側溝については、汎用性のある300型以上の機能を有し、車両対応型（車道用）に限るものとし、次に掲げる条件を具備しなければならない。

ア 開発道路等の場合

(ア) 道路側溝を両側に設置すること。

(イ) 細則基準に基づき計算された排水能力を有すること。

イ ア以外の道路の採納を行う場合は、既存の側溝が設置されたものを除き、細則基準に基づき排水能力を計算した道路側溝を設けること。ただし、特に市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 集水ますについては、合流点、屈曲点又は種類の異なる側溝との接続部に設けることとし、道路側溝の規格以上、かつ、泥だめ15.0センチメートル以上を標準とする。

(4) 防護柵等の交通安全施設については、車両対応型（車道用）とすること。

(5) 擁壁を設置する場合は、道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）及び土木工事設計要領（国土交通省九州地方整備局）に基づき適正な強度及び機能を有し、かつ、根入れ50.0センチメートル以上のものを標準とする。ただし、擁壁の構造は、建築ブロック又はこれに準ずる構造物以外のものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について設置が必要な施設について

は、当該施設の設置基準等に基づき適正な強度及び機能を有するものを選定し、市長と協議のうえ設置すること。

(事前協議)

第4条 道路の採納を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、採納を申請する道路について、あらかじめ事前協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長と協議しなければならない。ただし、市長が事前協議又は関係書類の全部若しくは一部の添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 現況図（縮尺1,000分の1以上）
- (5) 計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (6) 計画横断図（縮尺100分の1以上）
- (7) 計画縦断図（縮尺1,000分の1以上）
- (8) 計画標準断面図（縮尺100分の1以上）
- (9) 計画配管図（縮尺1000分の1以上）
- (10) 配筋図（縮尺100分の1以上）
- (11) 構造図（縮尺100分の1以上）
- (12) 荷重計算書

(協議書の承諾)

第5条 市長は、前項の規定による協議が成立したときは事前協議成立通知書（第2号様式）により、協議が成立しなかったときは事前協議不成立通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(協議の変更)

第6条 申請者は、事前協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更協議書（第4号様式）に第4条各号に掲げる書類の全部又は一部を添えて市長に協議の変更を申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による協議の変更が成立したときは、変更協議成立通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（採納申請）

第7条 申請者は、事前協議が終了した道路（事前協議を要しないと認めた道路を含む。）の採納を申請するときは、採納申請書（第6号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、既に市道に認定されている道路の採納に関しては、関係書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 竣工写真及び施工管理写真
- (3) 実施工程表
- (4) 現況図（縮尺1,000分の1以上）
- (5) 平面図（縮尺1,000分の1以上）
- (6) 横断図（縮尺100分の1以上）
- (7) 縦断図（縮尺1,000分の1以上）
- (8) 標準断面図（縮尺100分の1以上）
- (9) 配管図（縮尺1,000分の1以上）
- (10) 橋梁台帳（基本諸元及び写真）（橋長2.0メートル以上の橋梁に限る。）
- (11) 配筋図（縮尺100分の1以上）
- (12) 構造図（縮尺100分の1以上）
- (13) 荷重計算書
- (14) 公図（字図）の写し
- (15) 地積測量図
- (16) 境界確認書
- (17) 道路用地の寄附確約書（第7号様式）
- (18) 土地の登記事項証明書

（審査及び調査）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、

現地の調査をするものとする。

(採納の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の審査及び調査により第2条及び第3条の基準に適合すると認めるときは、採納を決定し、採納決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(所有権移転登記)

第10条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかに必要な手続を完了し、市が行う所有権移転登記に必要な書類を提出しなければならない。

(権利関係の整理)

第11条 申請者は、採納する道路用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、前条の書類の提出前にこれを解除するものとする。

2 申請者は、採納する道路用地について相続が発生している場合は、前条の書類の提出前に相続登記を完了するものとする。

(採納の取消し)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により採納の決定を受けた場合又は前条の規定による権利関係の整理がなされない場合は、採納決定取消通知書（第9号様式）により決定を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の唐津市道路採納要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う事前協議に係る道路の採納から適用し、同日前に行われた事前協議又は採納申請に係る道路の採納については、なお従前の例による。